

ネパール連邦民主共和国
特許、意匠及び商標法
2006年11月24日改正

目次

第1章 序

第1条 略称、適用範囲及び施行

第2条 定義

第2章 特許

第3条 特許権の取得

第4条 特許に関する権利取得のための出願

第5条 省による調査

第6条 特許を登録すべきでない状況

第7条 特許の登録

第7条A 公告される登録特許

第8条 特許の期間

第9条 [削除]

第10条 特許の図面又は模型の国家記録保管所への提出

第11条 第3条に違反した行為に対する罰則

第3章 意匠

第12条 意匠権の取得

第13条 意匠登録出願

第14条 意匠登録

第14条A 意匠の期間

第15条 第12条に違反した行為に対する罰則

第4章 商標

第16条 商標権の取得

第17条 商標登録出願

第18条 商標登録

第18条A 商標登録にかかる商品及び役務の分類

第18条B 商標使用の禁止

第18条C 商標使用の期限

第18条D 商標の期間

第 19 条 商標の違法使用に対する罰則

第 5 章 雑則

第 20 条 代理人の指名権

第 21 条 [削除]

第 21 条 A 登録意匠及び登録商標の公告

第 21 条 B ネパールにおいて登録されない限り権利は有効ではないこと

第 21 条 C 外国の特許、意匠及び商標の登録

第 21 条 D 特許、意匠若しくは商標の権利譲渡又は使用許諾

第 22 条 省による登録簿の保有

第 23 条 [削除]

第 23 条 A [削除]

第 23 条 B 特許、意匠及び商標の更新に関する手続

第 24 条 証明書の謄本

第 25 条 賠償

第 26 条 本法に基づく登録の擬制

第 26 条 A 手数料変更権

第 27 条 可能な異議申立

第 28 条 廃止

附則 1 様式(省略)

附則 2 様式(省略)

附則 3 特許、意匠及び商標に関する登録出願及び更新手数料

第1章 序

第1条 略称、適用範囲及び施行

- (1) 本法は「1965年 特許、意匠及び商標法」と称することができる。
- (2) 本法はネパール王国全土で適用されるものとする。
- (3) 本法は即時に施行されるものとする。

第2条 定義

本法において文脈上別段の解釈を必要としない限り、

- (a) 「特許」とは、プロセスの手段若しくは製品、材料若しくは材料の組み合わせの作用若しくは伝達の新規な手段、又は新規な理論若しくは公式を基礎として創作されるこれらのもの、に関する有用な発明を意味する。
- (b) 「意匠」とは、任意の方式において製造された物の形状又は形態を意味する。
- (c) 「商標」とは、他者の商品若しくはサービスと識別するために、企業、会社若しくは個人が自己の商品若しくはサービスに使用する文字、符号、図画又はそれらの結合を意味する。
- (d) 「省」とは、ネパール官報に公告されネパール政府によって規定された省及びかかる規定のない場合は産業省を意味する。
- (e) 「附則」とは本法の附則を意味する。
- (f) 「規定の又は規定通りに」は、本法に基づき作成された規則或いは発せられた命令において規定されたものを意味する。

第2章 特許

第3条 特許権の取得

(1) 何らかの特許に関する権利を得ようとする者は、本法に基づきかかる特許を自己の名義にて登録しなければならない。

(2) 何人も、第21条Dに従って権利の移転又は書面による許可を得ずに、本法に従って他者の名義で登録された特許を複製し、使用し又は第三者の名義をして使用させることはできない。

(3) [削除]

第4条 特許に関する権利取得のための出願

(1) 自己の名義において特許の登録を得ようとする者は、附則1(a)で指定する出願書類に以下の事項を記載の上、すべての入手可能な自己の所有にかかる証拠とともに、省に提出しなければならない。

(a) 特許を発明した者の氏名、住所及び職業

(b) 出願人自身が発明者ではない場合、いかにして、かつ、どのような方法で、発明者から権原を取得したか

(c) 特許を製造し、運用し又は使用するプロセス

(d) (もしあれば)特許が基礎としている理論又は方式

(2) (1)に従った願書とともに、出願人は附則3(1)(a)所定の手数料を納付し特許の明細に沿った図及び図面を提出しなければならない。

第5条 省による調査

(1) 第4条に基づき提出された出願書類の受理により、省は必要であると考えられる場合は専門家の助言を仰ぎ、出願書類にある特許が新規な発明かどうか、また一般公衆に対して有用かどうかを確かめるためのすべての調査検討を実施し、その後当該特許を登録するかどうかを決定しなければならない。

(2) 省が、第6条に規定の状況において特許を登録すべきでないと結論づけた場合、出願人の出願によっては当該特許は登録できない旨の結果を出願人に通知しなければならない。

(3) [削除]

第6条 特許を登録すべきでない状況

(1) 省は以下の状況がある場合、本法に基づき如何なる特許も登録してはならない。

(a) 特許が他者の名義ですでに登録されている場合、或いは

(b) 出願人自身が登録を得ようとしている特許の発明者ではなく、原発明者から権利を取得してもいない場合、或いは

(c) 登録を得ようとしている特許が、公衆の衛生、行為若しくは道徳を害し、又は国益に反する虞がある場合、或いは

(d) 優先する法律に矛盾し、(当該特許を登録することが)現行のネパール法違反を構成する場合

(2) (1)に記載の状況がある場合、省は登録されている特許の登録を取り消すことができる。ただし、省は特許の登録を取り消す前に、特許権者に対し、もしあれば当該特許登録が取り消されるべきでない理由を示すために適切な機会を付与しなければならない。

第7条 特許の登録

(1) 特許の登録を求める第4条に基づく出願を受理した場合、省は、第5条に基づく必要な調査を完了させた後、第6条規定の状況のある場合を除き、出願人に対して附則2(a)で指定する形式の登録証を発行しなければならない。

(2) (1)に記載の証明書を取得するためには、出願人は附則3(1)(b)で指定する手数料を省に納付しなければならない。

第7条A 公告される登録特許

(1) 本法に基づき登録された特許は、国益において秘密を守る必要がある場合を除き、公衆の情報のために省によりネパール官報で公告されなければならない。

(2) ある者が(1)に基づき公告されたある特許の明細書、図解又は図面を閲覧又は複写することを望む場合、省が定めた所定の手数料を納付した後それが許可される。

(3) ある者がかかる特許に対して何らかの異議がある場合、(2)に基づいて特許を閲覧又は複写した日から35日以内に省に異議申立できる。

(4) (3)に基づく異議が受理された場合、省は審査の後必要な措置を講じるものとする。

第8条 特許の期間

(1) 特許に対する特許権者の権利は、第23条Bに基づいて更新された場合を除き、第7条に基づく登録日から7年間のみ有効とする。

(2) (1)の規定にかかわらず、本条の開始前に登録された特許の場合、登録時点で施行されている条項に従って決められた期間有効とされなければならない。当該特許は、その期間満了後、第23条Bに基づいて更新されなければならない。

第9条 [削除]

第10条 特許の図面又は模型の国家記録保管所への提出

特許権者は本法に基づいて登録された特許に従って製造された物品の図面又は模型の複写を国家記録保管所に提出しなければならない。

第11条 第3条に違反した行為に対する罰則

法令に違反する者は、省の命令により犯罪に従い以下の罰金が科されるものとし、当該犯罪に関連する物品又は商品は没収されるものとする。

(a) 第3条(2)規定の罪に対しては、500,000ルピー以下の罰金。

(b) 第3条(2)規定の罪の未遂或いは教唆に対しては、250,000ルピー以下の罰金。

第3章 意匠

第12条 意匠権の取得

(1) 何人も、第14条に基づき登録することにより、製造又は製造させた物品の意匠につき、本法に基づき権利を取得することができる。

(2) 何人も、第21条Dに従って権利の移転又は書面による許可を得ずに、本法に従って他者の名義で登録された意匠を複製し、使用し又は第三者の名義をして使用させることはできない。

第13条 意匠登録出願

(1) 第14条に基づいて製造或いは製造させた物品の意匠の登録を求める者は、附則1(b)で指定する様式の願書に当該意匠及び図解、図面及び明細の複写4部を添付して省に提出しなければならない。

(2) (1)に基づく出願書類を提出する者は、当該出願書類とともに附則3(1)(a)で指定する出願手数料を省へ納付しなければならない。

第14条 意匠登録

(1) 第13条に基づき提出された出願書類を受理した場合、省は出願人名義で意匠を登録し、附則2(b)規定の証明書を発行しなければならない。

ただし、当該意匠が個人若しくは団体の名声を傷つけ、公衆の行為若しくは道徳に悪影響を及ぼし、若しくは国益を害する場合、又は当該意匠がすでに他者の名義で登録されている場合は、本条に基づく登録をしてはならない。

(2) (1)規定の証明書を取得するためには、出願人は附則3(2)(b)で指定する意匠登録手数料を省に納付しなければならない。

(3) 省が(1)の条項規定の状況が存在するとの心証を得た場合、いかなる意匠の登録も、取り消すことができる。

ただし、省は当該意匠の登録を取り消す前に、意匠権者に対し、もしあれば当該意匠登録が取り消されるべきでない理由を示すために適切な機会を付与しなければならない。

第14条A 意匠の期間

第14条に基づき登録されている意匠の名義人の権利は、第23条Bに基づいて更新された場合を除き、その登録の日から5年間有効とする。

第15条 第12条に違反した行為に対する罰則

規定又は第12条(2)に違反した者又は省が無効とした意匠を運用した者には、犯罪の重大さにより、50,000ルピー以下の罰金を科すことができ、当該犯罪に関係する物品や商品は省の命令で没収されるものとする。

第4章 商標

第16条 商標権の取得

(1) 何人も、第18条に基づき省に登録することにより、自己の営業の商標に関して、本法に基づき権利を取得することができる。

(2) 何人も、第21条Dに従って権利の移転又は書面による許可を得ずに、本法に従って他者の名義で登録された商標を複製し、使用し又は第三者の名義をして使用させることはできない。

第17条 商標登録出願

(1) 自己の営業に関し、第18条に基づき登録される商標の登録を求める者は、附則1(c)で指定する様式の出願書類に商標の見本4部を添えて省へ提出する。

(2) (1)に基づく出願書類を提出する者は、附則3(1)(a)で指定する出願手数料を省へ納付しなければならない。

第18条 商標登録

(1) いかなる者が商標登録のために第17条に基づく出願書類を提出する場合も、省は、附則2(C)規定の見本様式で、出願人の名義においてかかる商標を登録し、必要な調査を行が行われ、出願人自身の十分な防御の機会を与え、かつそれを登録することが適切かどうかの更なる審査を行うものとする。

ただし、当該商標が個人若しくは団体の名声を傷つけ、公衆の行為若しくは道徳に悪影響を及ぼし、若しくは国益を害する場合、又は当該商標がすでに他者の名義で登録されている場合は、本条に基づく登録をしてはならない。

(2) (1)規定の証明書を取得するためには、出願人は附則3(3)(b)で指定された登録手数料を省に納付しなければならない。

(3) 省は、(1)の規定で定められた何らかの状況が存在するとの心証を得た場合、いかなる商標も取り消すことができる。

ただし、省は商標の登録を取り消す前に、商標権者に対し、もしあれば当該商標登録が取り消されるべきでない理由を示すために適切な機会を付与しなければならない。

第18条A 商標登録にかかる商品及び役務の分類

(1) 商品又は役務に関する商標を登録する目的において、ネパール政府はネパール官報で公告することにより、当該商品又は役務を分類することができる。

(2) 別の区分に付される商品又は役務に関する商標を登録するには、別に出願されなければならない。

(3) (1)に基づき1つの区分の商品又は役務として登録された商標は、もし他の区分の商品及び役務に該当するのであれば、そのように登録できる。

第18条B 商標使用の禁止

いかなる商標も、省への登録をせずに登録商標として使用することはできない。

第 18 条 C 商標使用の期限

省に登録された商標が登録日から 1 年以内に使用に至らない場合、省は必要な審問を行い、当該登録を取り消すものとする。

第 18 条 D 商標の期間

第 18 条に基づき登録されている商標の名義人の権利は、第 23 条 B 条に基づいて更新された場合を除き、その登録日から 7 年間有効とする。

第 19 条 商標の違法使用に対する罰則

第 16 条(2)に違反する者、第 18 条(3)に基づき省により取り消された商標を使用した者又は第 18 条 B に違反した者には、違反の重大さにより、100,000 ルピー以下の罰金刑を科し、かつ、省の命令によってかかる違反に関する物品や商品を没収することができる。

第5章 雑則

第20条 代理人の指名権

何人も代理人又は弁護士を本法に基づいて求められる訴訟のために指名することができ、かかる代理人又は弁護士によって提起されたすべての訴訟は本人自身が提起したものとみなされる。

第21条 [削除]

第21条A 登録意匠及び登録商標の公告

(1) 省は第14条に基づき登録された意匠及び第18条に基づき登録された商標、また、それらの更新又は取消に関する事項を公衆の情報のために公告しなければならない。

(2) 何人も、(1)に基づいて公告された事項に対して異議がある場合、かかる公告日から35日以内に省に異議を申立できる。省はかかる異議を審査した後、必要な措置を講じなければならない。

第21条B ネパールにおいて登録されない限り権利は有効ではないこと

外国において登録された特許、意匠又は商標は、関係者によってネパールにおいて登録されない限り有効ではない。

第21条C 外国の特許、意匠及び商標の登録

省は、外国の登録証を添付して出願があった場合、調査をすることなく、外国で登録された特許、意匠及び商標を登録することができる。また省は登録者に対し1883年工業所有権の保護に関するパリ条約に準じる便宜を図らなければならない。

第21条D 特許、意匠若しくは商標の権利譲渡又は使用許諾

(1) 特許、意匠又は商標の権利者は当該権利を譲渡し、又は書面により使用許諾を与えることができる。

(2) (1)に従って特許、意匠若しくは商標の権利の譲渡しようとする場合又は使用許諾を与え若しくは付与を受けようとする場合、両者は適宜事実を記載した共同の願書を、所定の手数料を添えて、省に提出しなければならない。

(3) 省は、(2)に従った出願を受理した場合、当該特許、意匠又は商標の権利を譲渡し又は使用を許諾することができる。

(4) (3)に従って特許、意匠又は商標の権利が移転された場合、省は、当該特許、意匠及び商標の名義を譲受人としなければならない。

(5) (2)に従って使用許諾が付与された場合、省は事務所に置かれている登録簿及び証書を適宜保持し、付与を受けた者に通知を発しなければならない。

第22条 省による登録簿の保有

省は本法に基づく登録又は取消を表示した特許、意匠又は商標の分割登録簿を保有しなければならない。

第 23 条 [削除]

第 23 条 A [削除]

第 23 条 B 特許、意匠及び商標の更新に関する手続

(1) 特許、意匠又は商標の権利者は、附則 2 (d)、2(e)及び 2(f)規定の様式の願書を提出し、附則 3 規定の手数料を支払うことによって、第 8 条、第 14 条 A、第 18 条 D に基づく当該特許、意匠又は商標を使用する権利の期間満了日から 35 日以内に特許、意匠又は商標を更新しなければならない。

(2) 同じく(1)に従って期限満了から 6 ヶ月以内に 1,000 ルピーの許可料を支払うことにより更新することができる。かかる更新がない場合、特許、意匠又は商標の登録は自動的に取り消される。

(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、特許は 7 年の期間の 2 度を超える更新はできず、意匠は 5 年の期間の 2 度を超える更新はできず、商標は 7 年の期間を何度でも更新することができる。

第 24 条 証明書の謄本

特許、意匠又は商標の登録証を紛失した場合、省に所定の手数料を納付することによりその謄本を入手することができる。

第 25 条 賠償

本法に基づいて登録されている特許、意匠又は商標を有する者が、特許、意匠又は商標に関して他者による本法の条項違反の結果により損害を被った場合、省は賠償という形で当該違反者から権利者に対して実費===という命令を下すことができる。

第 26 条 本法に基づく登録の擬制

1936 年に制定された特許、意匠及び商標法に基づき本法が発効する以前に登録された特許、意匠及び商標は、本施行日より本法に基づき登録されたとみなされる。

第 26 条 A 手数料変更権

ネパール政府はネパール官報への公告によって附則 3 で定めた手数料を変更することができる。

第 27 条 可能な異議申立

本法に基づく省の発する命令に異議のある者は、35 日以内に上訴裁判所に異議申立することができる。

第 28 条 廃止

1936 年の特許、意匠及び商標法は廃止された。

附則 1 様式 (省略)

附則 2 様式 (省略)

附則 3 特許、意匠及び商標に関する登録出願及び更新手数料

番号	手数料詳細	特許	意匠	商標
1.	特許、意匠及び商標の登録出願手数料	2000 ルピー/-	1000 ルピー/-	2000 ルピー/
2.	出願補正手数料	500 ルピー/-	500 ルピー/-	500 ルピー/
3.	登録料	10000 ルピー	7000 ルピー/-	5000 ルピー/
4.	譲渡手数料	5000 ルピー/-	3000 ルピー/-	2000 ルピー/
5	譲渡を除く記録修正及び証書の保証料	2000 ルピー/-	1000 ルピー/-	1000 ルピー/
6	登録の詳細情報手数料	750 ルピー	750 ルピー	500 ルピー/
7	異議申立手数料	1000 ルピー/-	1000 ルピー/-	1000 ルピー/
8	登録証謄本手数料	1000 ルピー/-	1000 ルピー/-	1000 ルピー/
9	更新手数料			
	(a) 初回の1年あたり	5000 ルピー/-	1000 ルピー/	
	(b) 二回目の1年あたり	7500 ルピー/-	2000 ルピー/	
	(c) 商標の各回の1年あたり			500 ルピー/